

## 安全保障輸出管理に係る対応について

独立行政法人海洋研究開発機構  
事業推進部国際課

## 1. 背景

武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐために、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）に基づく輸出等の規制があります。平成 22 年 4 月より大学や研究機関を含む全ての輸出者は、輸出者等遵守基準に従って適切な輸出・技術提供を行うことが義務づけられています。

## 2. 海洋研究における輸出例（貨物輸出と外国人への技術提供）

研究船上にて使用する観測機器等は、領海外で荷下ろしをしない限りは輸出に該当しませんが、たとえ使用後は回収し日本へ持ち帰る観測機器等であっても、領海外で研究船から切り離して使用する場合（漂流を含む、海中-海底設置等）は輸出となります。また、船上等で「輸出規制該当機器に関する技術指導等を外国人学生-研究者-技術者等へ行う場合の多くは、輸出規制の対象の役務取引となります。規制該当貨物又は技術を輸出又は提供しようとする者は、経済産業大臣の許可を受け（外為法第 48 条、第 25 条）」なければなりません。また、本法においては、輸出貨物の船への積み込み時点で輸出となりますので、許可のない輸出貨物・研究機器は出港前であっても研究船へは搭載できません。

## 3. 持ち込み輸出機器と外国人への技術提供に係る輸出管理

持ち込み輸出機器類や外国人学生-研究者-技術者への提供技術が外為法による規制に該当する場合には、機器を持ち込み、また技術を提供する応募者の責任で所属の組織・機関において輸出許可を取得してください。（安全保障輸出管理部署にて）

許可申請手続きに必要な期間は、組織等により異なりますが、特別一般包括許可を有している組織等であれば特別一般包括許可は数日から数週、経済産業省の個別許可では 1～2 か月かかります。

## (参考)

経済産業省 安全保障貿易管理

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

申請手続き

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>

CISTEC(安全保障貿易情報センター の 技術提供関連)の FAQ

<http://www.cistec.or.jp/export/faq/faqansers.html>

以上